

太秦小学校PTA規約

名 称

第一条 本会は、太秦小学校PTAと称え事務所を太秦小学校内に置く。

目 的

第二条 本会は、太秦小学校児童の健全な成長と福祉を増進し、会員の教養を高め、地域社会の教育環境の向上及び改善に努めることを目的とする。

方 針

第三条 本会は、その目的を達成する為、下記の事項を行う。

1. 学校を社会生活の中心として、児童の健全な発達により影響を及ぼすよう、校下環境の改善に努める。
2. 会員相互の親睦をはかり、その教養を高める事に努める。

会 員

第四条 本会は、下記事項の者を会員とする。

1. 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校の教職員に限る。
2. 会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

役 員

第五条

1. 本部役員は、次の通りである。

- イ. 会 長 一 名
 - ロ. 副会長 若干名
 - ハ. 庶 務 若干名
 - ニ. 会 計 二 名（保護者・教員各一名）
 - ホ. 会計監査 二名以上
 - ヘ. 本会には必要に応じて顧問を置くことができる。
2. 役員は、次の通りである。
- イ. 会長は、太秦小学校PTA会長選挙管理委員会規則に基づき決定される。
 - ロ. その他の役員は会長によって選任され、総会において承認を受ける。
 - ハ. 役員の任期は、会長は会計年度と同じ一年、他の役員は次年度総会までの一年とし再選を妨げない。
 - ニ. 役員は、任期満了後も新役員が就任する迄その任務を続行する。
 - ホ. 役員に欠員が生じた場合は、会長が新たに選任し、総会において承認をうける。
3. 役員は、次の通りである。
- イ. 会長は、本会の代表者であつて会務を総括し総会・役員会を司会し総会の議決事項を執行する。
 - ロ. 副会長は、会長を補佐・協力し、会長の支障ある時は代行をする。
 - ハ. 庶務は、本会の庶務的な事項の推進を図る。
 - ニ. 会計は、会計事務を毎総会時に報告して承認をうける。
又、会員の要求によって何時でも会計を閲覧に供する。
 - ホ. 会計監査は、本会の会計を監査する。

選挙管理委員会

第六条

本会の会長選出のために選挙管理委員会を置く。

1. 委員会は、毎年度、次期会長を承認する期末総会前に設置され、選挙結果の公表と共に解散する。
2. 委員会は、会員のうち役員でない者から、役員会によって推薦され本人が就任を承諾し、3名以上の委員で構成される。
3. 委員会は、選挙の公示・立候補の受付・投開票・結果発表に関する業務等を公平公正に行う。
4. 業務の遂行にあたっては、総会で承認された選挙規則に従う。

会議

第七条

本会の事業遂行の為、次の会議を行う。

1. 会議は、総会・役員会及び運営委員会とする。
2. 総会は、定期総会と臨時総会とする。
 - イ. 定期総会は新学期初めに開催され、前年度事業及び決算の報告、役員の承認、当年度事業案及び予算案を議題とする。
 - ロ. 臨時総会は、会長が必要と認める時、会員の三分の一以上から要請がある時に、開くものとする。
 - ハ. 総会の議決定数は、全会員の三分の一とする。
(附則…欠席者は委任状をもって出席に代えることを得る)
3. 総会の議長は、その都度会員から選出し議事進行を行う。
4. 議事の議決は多数決による。但し、可否同数の時は、議長が決する。
5. 役委員会並びに運営委員会は、会長が認めたとき開会し所要の事項を審議する。

第八条

1. 会費は、一世帯について月額二百五十円(年額三千円)とする。
会長の承認により会費を減免することがある。
2. 会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年の三月三十一日に終る。
3. 本会の経費は、会費及び寄付金を以って支弁する。

会計

第九条

規約は、総会に於いて出席者の過半数の賛成に依り改正できる。
但し、前以って会員に改正内容を通知するものとする。

規約改正

第十条

1. 会員相互の親睦、児童の健全な育成、教育環境の向上を目的に、サークルを設置することができる。
2. サークルの設置および継続、廃止は、太秦小学校PTAサークル規則に基づき役員会の承認により決定する。

サークル

附則

1. 本規約は、昭和三十九年五月二十六日より有効とする。
2. 第六条の一部、第八条の一部を改正して、昭和四十九年五月二十八日より有効とする。
3. 第五条の一部を改正して、昭和五十四年五月四日より有効とする。
4. 第二条の一部、第五条の一部、第六条の一部、第七条の一部を改正して、昭和六十一年五月二十一日より有効とする。
5. 第一条の一部、第八条の一部を改正して、平成二年四月十八日より有効とする。
6. 第六条の一部、第七条の一部を改正して、平成六年四月十六日より有効とする。
7. 第五条の一部を改正して、平成十年四月十八日より有効とする。
8. 第五条の一部、第七条の一部を改正して、平成二十三年四月十一日より有効とする。
9. 第三条の2、第六条の1のロを削除、第五条の2のロの一部を改正して、平成二十七年四月一日より有効とする。
10. 第六条の全部を改正して、令和三年四月一日より有効とする。
11. 第五条の一部、第七条の一部を改正して、令和六年四月二十六日より有効とする。
12. 第十条を追加して、令和七年四月二十四日より有効とする。